

マイナンバー(個人番号)を提供する際の番号・本人確認について

《福祉医療課》

申請書等にマイナンバーを記入してもらう場合は、本人確認(番号確認と身元確認の両方)が必要です。

- 【1】 **番号確認**→記入されたマイナンバーが正しい番号であることの確認
- 【2】 **身元確認**→番号の正しい持ち主であることの確認

これらの確認に必要な書類は下記のとおりです。

本人が申請する場合

- 【1】 **番号確認**に必要な書類(下記のいずれか1点)

- ◆個人番号カード
- ◆個人番号通知カード
- ◆個人番号が記載された住民票の写し 又は 個人番号が記載された住民票記載事項証明書

- 【2】 **身元確認**に必要な書類(下記のいずれか1点)

- ◆身体障害者手帳
- ◆療育手帳

本人の代理人が申請する場合

- ① **代理人の代理権の確認**が必要です。

- ◆法定代理人の場合は、戸籍謄本又はその資格を証明する書類
- ◆任意代理人の場合は、委任状
委任状がない場合は、代理権を証明するものとして認められる書類
(例えば、本人の個人番号カード、健康保険証、運転免許証など公的機関等が申請者本人に対して発行等した本人しか持ち得ない書類)

- ② **代理人の身元確認**が必要です。(a)欄はいずれか1点、(b)欄はいずれか2点)



(a)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 運転免許証または運転経歴証明書、日本国パスポート、住民基本台帳カード、外国人登録証、特別永住者証、在留カード、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、近鉄大和西大寺駅構内通行証、社員証(ケアマネージャー・病院職員・保護課職員)、学生証 	本人の顔写真付の有効期限内の現住所が記載されているものであること
(b)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 介護保険被保険者証、各種年金証書、老春手帳、ななまるカード(優待乗車証)、住民票、戸籍謄本、各種健康保険者証、キャッシュカード、通帳、クレジットカード、特定疾患医療受給者証、被爆者手帳、その他(国または地方公共団体の機関が発行した身分証明書) 	本人の顔写真がない「氏名と生年月日」又は「氏名と住所」が記載されている有効期限内のものであること

- ③ **本人の番号確認**が必要です。

- ◆必要な書類は、上の【1】番号確認に必要な書類一覧と同じです。